

【保育を必要とする理由】

- ・要件書類は、保護者・18歳以上65歳未満の同居者は1名につき1つ必要です。
（例：両親が共働きの場合、父と母の両方の勤務証明書が必要です。）
- ・「★」は町指定の様式です。西原町ホームページからダウンロードできます。
- ・「写し」の書類については、A4サイズでコピーしてください。
- ・各種証明書の有効期限は3ヵ月です。

理由・状況など		必要書類
就労	勤務（月64時間以上）	★就労証明書
	自営業など	★就労証明書 拳証資料の「写し」（開業届、税申告書）
妊娠・出産	産前2ヵ月、産後4ヵ月	親子健康手帳の「写し」（出産予定日の記載があるもの）
疾病	病気療養中	★診断書
障がい	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの「写し」
介護など	看護・介護にあっている	★看護（介護）状況申立書 看護・介護を受けている方の診断書などの「写し」
災害復旧	災害復旧にあっている	罹災証明書
求職活動	求職活動中	★求職申立書 ハローワークカードの「写し」
就学	就学または職業訓練中	在学証明書など
みなし育休	育休対象児の家庭保育	★みなし育休に係る申立書 親子健康手帳の「写し」（出産日の記載があるもの）

※みなし育休・・・2歳児未満の育休対象児の家庭保育のため、すでに認可外保育施設等を利用している児童について認定を行います。